

公衆浴場営業許可申請手続きについて

●公衆浴場とは、「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設」と定義されており、業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可（保健所を設置する市にあっては、その市長の許可）を受けなければなりません（公衆浴場法第2条）。営業の許可にあたっては、都道府県（保健所を設置する市）の条例で定める構造設備基準や配置基準に従う必要があります。

【申請に必要な書類】

- 1 公衆浴場営業許可申請書（第1号様式）
- 2 申請者が法人の場合、登記事項証明書（6ヶ月以内に発行した履歴事項全部証明書）及び定款又は寄附行為の写し（原本照合も行います）
- 3 付近見取図（半径300m以内の道路、人家及び公衆浴場等を明示すること）
- 4 営業施設の平面図（脱衣室・浴室・浴槽（深さも）・休憩室等の面積及び寸法を「^{メートル}m」で表示）
- 5 循環式浴槽（浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる浴槽）の場合
 - ① 循環式浴槽の構造・配管図（循環ろ過のフロー図）
 - ② ろ過器の型式・処理能力・ろ材等が分かる仕様表
- 6 条例第2条第2項に規定する個室付公衆浴場の場合は、個室の詳細図（全ての部屋）
- 7 公衆浴場の設備（普通公衆浴場・療養・保養に該当するものは第6号様式、個室付浴場・サウナに該当するものは第7号様式を記載）
- 8 敷地が他人の所有である場合は、所有者の承諾書
- 9 既存の建物の場合、建物登記簿の写し
- 10 営業を譲り受けたことを証する書類（譲渡契約書等）
※前営業者より営業を譲り受けた場合に添付。この場合、5～7の書類のうち変更がないものについては、添付を省略可。
- 11 建築基準法による検査済証の写し（原本照合も行います）又は建築物台帳記載事項証明書
- 12 消防法令適合通知書の写し（原本照合も行います）
- 13 申請手数料 22,000円（現金）
※支払いは沖縄県食品衛生協会那覇支部窓口（保健所1階）で承ります。

【公衆浴場の定義】

- ① 普通公衆浴場（白湯又は温泉を使用して、同時に多人数を入浴させる施設）
条例第2条第1項に該当 例）銭湯
- ② 個室付公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）台2条第6項第1号に規定する営業に係るもの）
条例第2条第2項に該当 例）ソープランド
- ③ その他の公衆浴場
 - (1) 条例第2条第3項第1号：熱気・砂等の湯以外のものを使用して入浴させることができるもの
例）サウナ・岩盤浴
 - (2) 条例第2条第3項第2号：個室を設けて入浴させるもの（ソープランドを除く）
 - (3) 条例第2条第3項第3号：温泉又は薬湯等白湯以外の湯水を利用し、
法第4条ただし書きの規定による療養を目的とするもの
 - (4) 白湯、温泉等を使用し、同時に多人数を入浴させる公衆浴場で、保養又は休養のための附帯設備を有するもの 例）健康ランド・ヘルスセンター等

☆営業許可を受けた後・・・

営業を開始前に、公衆浴場営業開始届（第4号様式）のご提出をお願いします。

第1号様式

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

生年月日

年 月 日生

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

公衆浴場営業許可申請書

公衆浴場法第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名 称			
	所在地			
公衆浴場の種類 ※	浴 湯 の 種 類	温泉・温湯・潮湯・その他()		
	温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場の場合	温泉の含有物質又は 医薬品等の名称		
		成分		
		用法		
		用量		
		効能		
公衆浴場の種別 ※	<input type="checkbox"/> 普通公衆浴場 <input type="checkbox"/> 個室付公衆浴場 <input type="checkbox"/> その他の公衆浴場(サウナ室等・個室・療養・保養又は休養)			
工事着手予定日 ※	年 月 日			
工事完了予定日 ※	年 月 日			

営業開始予定年月日	年 月 日	
入浴料金		
営業施設の構造設備の概要 ※	別紙のとおり	
公衆浴場法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

(備考)

- ※印の欄については、公衆浴場法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあって、変更がない事項について記載の省略をすることができる。

(添付書類)

- 法人にあっては、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
- 営業施設を中心とする半径300メートル以内の見取図(普通公衆浴場がある場合は、その距離を表示すること。)
- 営業施設の構造設備を明示した平面図
- 経営しようとする公衆浴場が、那覇市公衆浴場法施行条例第2条第3項に規定するその他の公衆浴場であるときは、個室の詳細図
- 建築基準法(昭和25年法律第201号)による検査済証の写し
- 消防法令適合通知書の写し
- 敷地が他人の所有であるときは、所有者の承諾書
- 公衆浴場法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- その他保健所長が必要と認める書類

公衆浴場の設備（1）

1	種 別	条例第2条第1項（普通公衆浴場）及び第3項第3号（療養）、及び第4号（保養）に該当するもの（○で囲む）			
2	出入口の構造設備				
3	番台から内部が監視できるか				
4	脱衣所の面積	男	m ²	女	m ²
5	浴室の面積	男	m ²	女	m ²
6	天井の高さ	男	m ²	女	m ²
7	境界壁の高さ	m			
8	浴室の構造	面積	m ²	踏み台	m 深さ m
9	シャワー	計	栓(かかり湯	栓	清水 栓)
10	洗面用器及び一人用腰掛数	男	個	女	個
11	温度計の有無（浴槽内）	男		女	
12	便所の構造	男		女	
13	給水施設及び状況				
14	排水状況				
15	湯気抜き				
16	採光及び照明	ルックス			
17	紙くず入れ				
18	ボイラーと燃料保管所との距離				
19	浴場周囲の環境状況				
20	隣接浴場との至近距離				
※	附帯設備の床面積				
※	循環式浴槽の有無				
※	その他備考				

公衆浴場の設備（2）

種別	条例第2条第2項（個室付浴場）に該当する施設			
施設概要	個室数	室	個室面積	大 m^2 小 m^2
	個室の出入口	高 $m \times$ 幅 m	循環式浴槽の有無	○有り ○無し
	換気	○機械換気 ○自然換気	照明	ルックス
	内部の監視窓	高 $m \times$ 幅 m	湯水せん	湯せん 個 水せん 個
	シャワー	ヶ所	浴槽	そう
	むし機	台	タオルの保管用戸棚	○有り ○無し
	便所	階（男 ヶ所 女 ヶ所） 階（男 ヶ所 女 ヶ所）	階（男 ヶ所 女 ヶ所） 階（男 ヶ所 女 ヶ所）	
	入浴者用待合室		従業員用休憩室	m^2
	従業員用ロッカー	個（ 人用）	異性の接触サービス	○有り ○無し
	種別	条例第2条第3項第1号（サウナ）に該当する施設		
施設概要	下足場	下足箱（カギ付） 個	循環式浴槽の有無	○有り ○無し
	脱衣場	面積	m^2	
		照明	ルックス	カギ付衣類箱 個
	浴室	面積	m^2	
		換気		
		照明		
		浴室の構造		
	便所	階（男 ヶ所 女 ヶ所） 階（男 ヶ所 女 ヶ所）	階（男 ヶ所 女 ヶ所） 階（男 ヶ所 女 ヶ所）	
	休憩室		従業員用休憩室	
	湯水せん	湯せん 個 水せん 個	シャワー	ヶ所
むし機		マッサージ室	m^2	